

水道とくらし

No.40
2023

編集・発行 蕨市水道部 蕨市中央2-10-6 TEL 048(431)3507

災害時に水道水をお届けするために
応急給水訓練を実施しています。



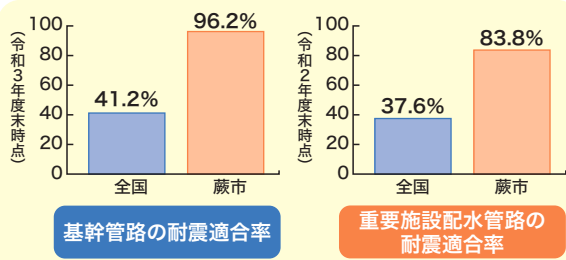
耐震化への取り組み

蕨市水道部では、地震に備えて積極的に耐震化に取り組んでいます。

水道管の管路の中でも、基幹的な管路の耐震適合率については、令和3年度末において、96.2%となり、全国平均の41.2%を大きく上回っています。大地震の際に、断水被害を最小限にとどめるため、引き続き耐震化に取り組んでまいります。



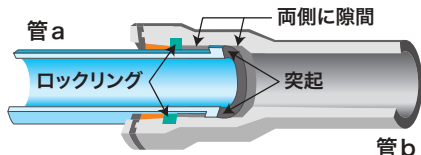
蕨市が採用している耐震管 出典：一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会



継ぎ手が抜けない理由

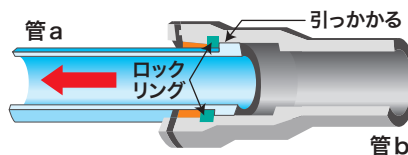
通常時

管aの突起の両側に隙間があり、管aが左右にスライドできるようにになっている。



地震発生時

管aの突起がロックリングに引っかかるため、地震で矢印の方向に引っ張られても管aは抜けない。



貯水槽水道(受水槽)の管理は設置者の責任です

2020年の水道法改正により、すべての受水槽について、管理責任の所在が明確となりました。貯水槽水道(受水槽)は設置者の責任においてしっかりと管理をしてください。

貯水槽の清掃

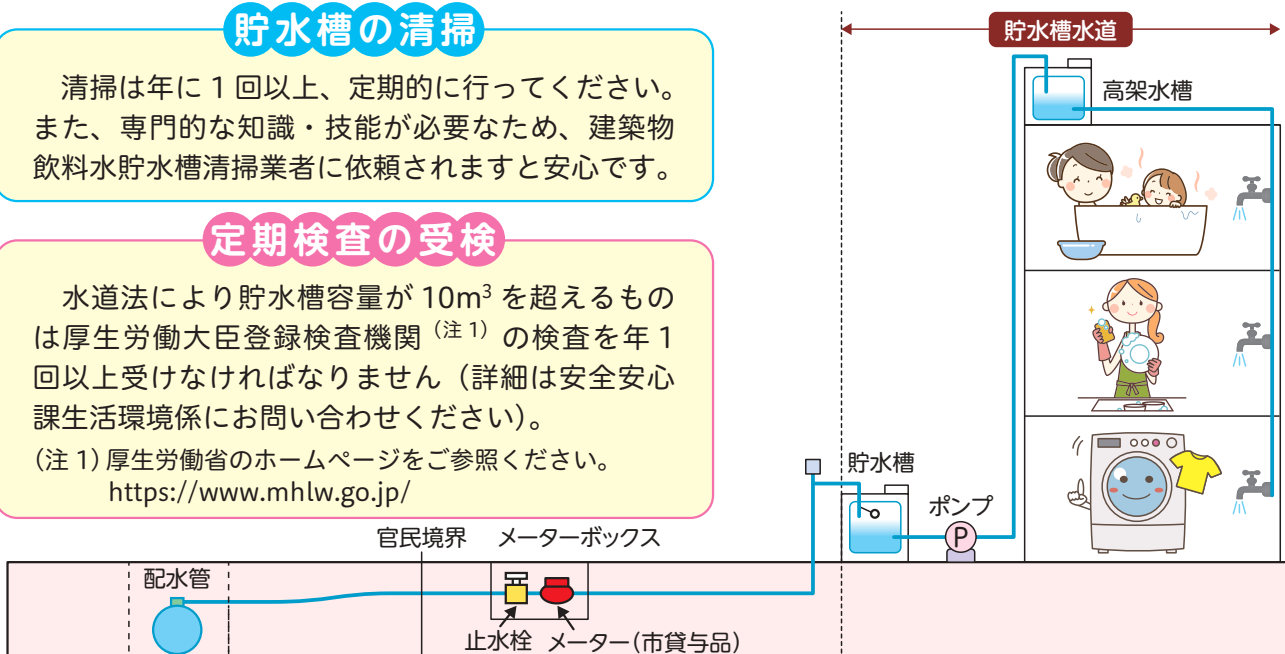
清掃は年に1回以上、定期的に行ってください。また、専門的な知識・技能が必要なため、建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼されますと安心です。

定期検査の受検

水道法により貯水槽容量が10m³を超えるものは厚生労働大臣登録検査機関^(注1)の検査を年1回以上受けなければなりません(詳細は安全安心課生活環境係にお問い合わせください)。

(注1) 厚生労働省のホームページをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/>



蕨市水道部で漏水修理
(宅地内は条件有り)

区分	配水管	給水装置
維持管理	水道部	所有者または使用者
水質管理	水道部	所有者または使用者

水道料金・下水道使用料について

蕨市では、用途別料金を採用しており、2 か月ごとに水道料金等のご請求をしております。水道料金等は、使用水量に基づいて、基本料金と超過料金を組み合わせて計算した額と、消費税等相当額との合計額になります。

水道料金(1か月)

1m³(立方メートル)=1,000リットル

家事用 基本料金：10m³まで900円(税抜)

● 超過料金1m³につき

使用水量 (m ³)	金額 (円)
11 ~ 20	135
21 ~ 30	155
31 ~ 50	200
51 ~ 70	220
71 ~	270

営業用 基本料金：10m³まで1,000円(税抜)

● 超過料金1m³につき

使用水量 (m ³)	金額 (円)
11 ~ 20	175
21 ~ 40	200
41 ~ 70	230
71 ~ 100	300
101 ~	330

下水道使用料(1か月)

1m³(立方メートル)=1,000リットル

共通 基本料金：10m³まで610円(税抜)

● 超過料金1m³につき

使用水量 (m ³)	金額 (円)
11 ~ 20	58
21 ~ 50	70
51 ~ 100	90

使用水量 (m ³)	金額 (円)
101 ~ 200	125
201 ~ 500	150
501 ~ 1000	165
1001 ~	190



水道料金・下水道使用料の計算方法

家事用で46m³(2か月分)使用した場合：46m³ ÷ 2か月分 = 23m³
1か月あたりの使用料23m³の水量に対して料金表を当てはめていきます。

水道料金

基本料金：10m³まで900円(A)
11~20m³分：135円×10m³=1,350円(B)
21~30m³分：155円×3m³=465円(C)
{(A)+(B)+(C)}×2か月分
：2,715円×2=5,430円(D)
(D)×消費税：5,430円×1.10=5,973円
(1円未満切捨)

+

下水道使用料

基本料金：10m³まで610円(E)
11~20m³分：58円×10m³=580円(F)
21~30m³分：70円×3m³=210円(G)
{(E)+(F)+(G)}×2か月分
：1,400円×2=2,800円(H)
(H)×消費税：2,800円×1.10=3,080円
(1円未満切捨)

水道料金5,973円・下水道使用料3,080円の合計9,053円が請求額となります。

(注)：インボイス制度の導入に伴い、令和5年10月1日から消費税の算出方法が変更になりました。そのため、使用水量が同じであっても以前の金額と異なる場合があります。

水道料金等のお支払いは便利な口座振替で

水道料金等は、金融機関の口座から請求月の翌月の7日(土日祝日の場合は翌営業日)に自動的に納められる口座振替が便利です。申し込みは、通帳と通帳印、納入通知書を持って、口座がある金融機関の窓口へお出かけいただくか、「水道使用開始申込書(はがき)」に必要事項を記入してポストへ投函してください。納入通知書により、金融機関窓口のほかコンビニやスマートフォン決済でもお支払いができます。



お問い合わせは業務課(432)5329へ。

インボイス対応について

令和5年10月1日から消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方法として、インボイス制度(適格請求書保存方式)が導入されました。インボイス制度の実施に伴い、水道料金等の請求について、令和5年10月より「水道使用水量等のお知らせ(検針票)」を適格請求書といたしますので、仕入税額控除の保存書類としてお使いください。

なお、当市では媒介者交付特例を適用し、蕨市水道事業の登録番号のみを記載しています。

令和4年度 水道事業決算のあらまし

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の長期化や急激な物価高騰が市民生活や経済に大きな影響を及ぼし、大変厳しい状況に直面した1年となりました。本市では市民生活を守る観点から新型コロナ・物価高騰緊急対策を実施し、蕨市水道事業としては水道基本料金2か月分の無料化を実施したところです。

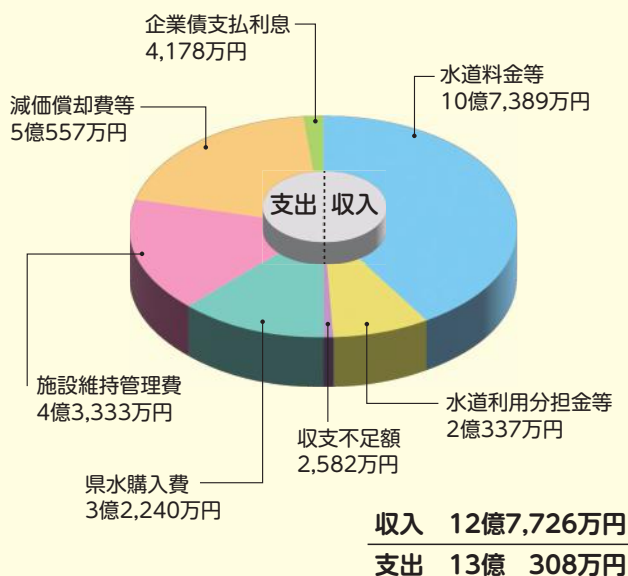
令和4年度決算のあらまきは、下の図のようになりました。**収益的収支**は、事業収益12億7,726万円に対し、事業費用は13億308万円となり、2,582万円の純損失を計上しました。コロナ禍における生活様式や経済活動の変化等による給水需要減少の影響で、給水収益は前年度よりもさらに低い水準となっています。

一方、**資本的収支**は、支出では耐震化のため老朽鋳鉄管の更新をはじめとする管路の整備や、取水設備及び浄水設備の更新工事等を実施しました。その結果、資本的収入1億5,409万円に対し、資本的支出は8億5,308万円となり6億9,899万円の不足を生じたことから、内部留保資金（現金支出を伴わない減価償却費など）や建設改良積立金の取り崩しなどにより補てんしました。

収益的収支（消費税及び地方消費税抜き）

みなさまからお支払いいただく水道料金を中心とした収入と、水道水を作り、みなさまのご家庭に送るための費用です。

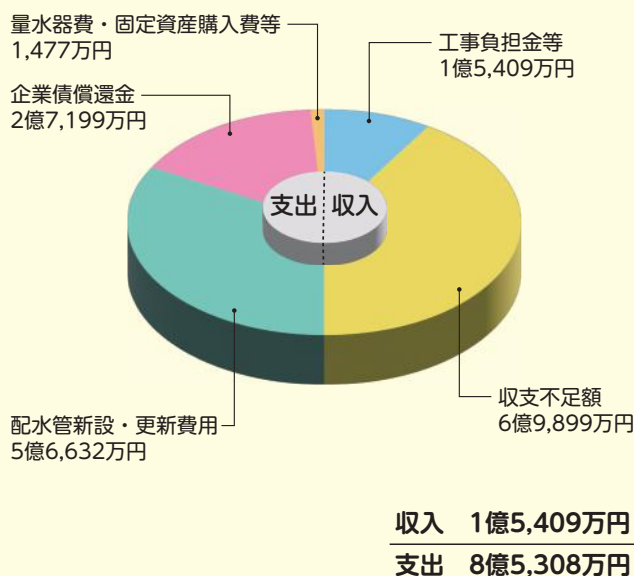
主な費用は、水道水の原水（県水）を購入する経費、浄水場や配水管の維持管理に要する経費、固定資産の減価償却費などです。



資本的収支（消費税及び地方消費税込み）

工事費用に充てるための借入金や工事負担金等の収入と、水道設備の整備や老朽化した施設の更新や配水管の耐震化などの設備投資のための費用です。

収支不足額は、資本拡充のために企業内部で留保、積立した資金を取り崩すなどして補てんします。



業務量

- 給水人口 7万5,195人
- 年間配水量 767万2,810m³
- 一日平均配水量 2万1,021m³
- 給水戸数 4万474戸
- 年間給水量 741万9,901m³
- 一日平均給水量 2万328m³

企業債残高

23億5,079万円（前年比2億7,199万円減）

職員数

14人（部長1人、業務課6人、維持管理課7人） ※いずれも令和5年3月31日現在

水道水の安全性について

令和5年8月水道水全項目水質検査結果

蕨市の水道水源の約3分の2は埼玉県企業局から購入(受水)している「県水」で、約3分の1が市内9か所の深井戸から汲み上げている地下水です。「県水」は、県の浄水場で飲料水としての安全性が確認された水を受水しています。特に、放射性物質の検査では、大久保浄水場が国から委託されていることもあり、厳しい検査が行われており、蕨市においても3か月に1回検査をしています。下表は、水道法に基づいて8月に実施した水質検査の結果です。北町5丁目と塚越7丁目で検査したうち、数値の高い結果を掲載していますが、いずれも国の基準を大きく下回る安全な水となっていますので、引き続き安心してご利用ください。

No.	水質検査項目	水質基準値/気温・水温	結果
1	一般細菌	100個/mL以下	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.002
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	2.41
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	0.10
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.03
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.001
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.001
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001
21	塩素酸	0.6mg/L以下	<0.06
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.005
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002
25	ジブromokロメタン	0.1mg/L以下	0.007
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.002
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.019
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	<0.002
29	ブromojクロメタン	0.03mg/L以下	0.005
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	0.002
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.005

No.	水質検査項目	水質基準値/気温・水温	結果
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.016
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	14.1
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001
38	塩化物イオン	200mg/L以下	19.4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	73
40	蒸発残留物	500mg/L以下	156
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005
45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.5
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5
48	味	異常でないこと	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし
50	色度	5度以下	0.5
51	濁度	2度以下	<0.1
他項目	残留塩素	0.1mg/L以上	0.39

備考 記号「<」は、「未満」を表しています。



水道水の放射性物質検査結果について

蕨市では、3か月に1回、交流プラザさくらにおいて、水道水の放射性物質検査を実施しています。蕨市の水道水は約3分の1が約200mの深さの密閉式井戸から取水している井戸水ですので、放射性物質の影響を直接受けることはありません。検査結果は、初回(平成23年3月25日)で検出されて以降、不検出となっているため、蕨市の水道水は安心・安全です。

地下水の水質検査結果について

蕨市の地下水(原水)の水質試験結果は、39項目のうちほとんどの項目で水道水の水質基準値の1割程度であり、良好な水質であることを示しています。

検査結果及び検査計画は、下記の水道部ホームページよりご確認ください。

(お問い合わせ先：水道部 維持管理課 048-432-2217(直通))

●蕨市の原水・浄水全項目水質検査結果はこちら

●蕨市の水道水の放射性物質検査結果はこちら

●水質検査計画はこちら



鉛製給水管取替工事助成金制度について

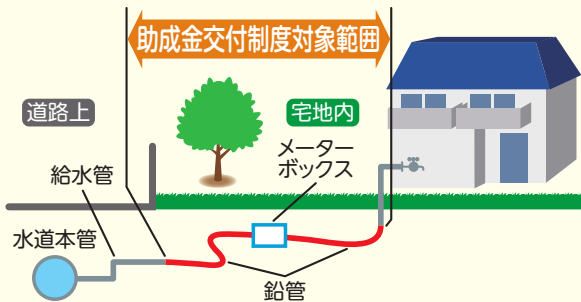
鉛製給水管

- 微量の鉛が溶け出すことあり
- 地震動に対して脆弱

助成金増額期間

- 令和7年度まで最大45,000円
- 対象工事に係る経費(消費税を除く)の4分の3の額(上限は45,000円)まで助成

工事内容や費用については、蕨市指定給水装置工事事業者(下記QRコード参照)にご相談ください。助成金制度については、維持管理課へお問い合わせください。



鉛管



取替後



蕨市指定給水装置工事事業者はこちら



大きな地震の発生による濁り水について

大きな地震が発生した後に、まれに濁った水が出ることがあります。一般的に蛇口から出る濁り水(赤や白)の原因は、水の流れの変化によって発生するものです。水の流れの変化は、地震直後に様々な要因で起こります。

万が一誤って少量の濁り水を飲んだとしても、直ちに健康に被害があるものではありませんが、濁りがおさまるまでは飲用はお控えいただき、バケツ等に貯め、水まき等に使用してください。

濁りは、しばらく水を流すことで、ほとんどの場合は解消されます。長く濁り水が続く場合には、維持管理課へお問い合わせください。

悪質な訪問販売にご注意ください

お客様のご依頼のない限り、訪問による水質・配管・水圧調査や給水管の修繕・取替などは、行っておりません。水道部職員、委託業者は必ず蕨市発行の身分証明書を持っています。



お問い合わせは維持管理課へ。

お問い合わせ

- 水道使用開始・中止に関すること
水道使用開始・中止の届出は、電子申請によるお手続きが便利です。
- 使用者・所有者の名義変更に関すること
- 水道料金に関すること
口座振替、水道料金の支払い、使用水量や水道料金の照会

業務課 048(432)5329

- 漏水に関すること
- 水道工事、メーター交換に関すること
- 赤水や水質に関すること

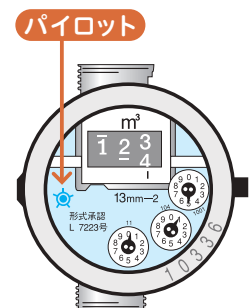
維持管理課 048(432)2217

蕨市水道部
蕨市中央2-10-6
048(431)3507
suidou@city.warabi.saitama.jp

宅地内漏水の発見方法

- ① 宅地内の蛇口をすべて閉めてください。
- ② メーターボックスのふたを開け、メーター内のパイロットを見てください。
- ③ パイロットが回転していると、漏水の可能性あります。

※漏水の量によって、回転する速さが違います。



漏水が確認されたら

- ◆ 指定給水装置工事業者に依頼し、修理してください。費用は、お客様のご負担となります。
- ◆ 指定給水装置工事事業者などでご不明な点がございましたら維持管理課にご相談ください。